文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめ(案)概要

検討の背景及び文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

- ・我が国においては、文化財保護法により有形・無形の文化財について体系的な施策が 講じられ、所有者等の尽力により文化財保護の成果があげられてきた
- ・一方で社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化 が消滅の危機。これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取 組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務

 $\downarrow \downarrow$

今後、多くの人が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、 地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要

これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域の文化財の保存活用

(地域における文化財の総合的な保存活用に係る基本計画の策定等)

- ・個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加え、地方公共団体が、未指定 も含めた域内の文化財を把握し、関係者が協力して総合的にその保存活用に取り 組む制度が必要
- ・<u>市町村は、</u>単一又は他の市町村と共同して、<u>域内の文化財の総合的な保存活用に係る基本的な計画</u>(以下、「基本計画」という。)<u>を策定することができる</u>こととし、基本計画には、<u>地域の文化財を総合的に把握したうえで、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存活用のために必要な措置等を記載</u>
- ・基本計画の策定・変更や計画実施に係る連絡調整のため、市町村は<u>協議会</u> (※) <u>を</u> 組織。<u>地方文化財保護審議会</u>からも意見を聴取
 - ※協議会は当該市町村の関係部局、都道府県、文化財所有者、住民、NPO等の民間団体、 商工会、観光関係団体、学識経験者等で構成
- ・市町村は国に基本計画の認定を申請でき、**国が一定の要件を満たす計画を認定**。 認定された基本計画に基づき市町村の主体的な取組を促進する仕組み及びその際 の国の指導等の必要な措置の在り方を検討
- ・基本計画の趣旨に沿って、地域の文化財の総合的な保存活用に資する事業を<u>自立</u> 的に推進する法人・事業について、地方公共団体が、一定の要件や指導監督の下、 指定・認定するなど民間の活動の積極的な位置づけを検討

(基本計画の策定とその推進のための地方公共団体の体制)

- ・基本計画の策定やその推進のためには、文化財担当職員等の人材確保や資質向上により、**地方公共団体の推進体制の充実を図る**ことが必要
- ・文化財保護の所管について、<u>地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような</u> 裁量性の向上についても検討が必要

√ただし、平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告で示された、専門的・技術的判断の` 確保や政治的中立性、継続性・安定性の確保、開発行為との均衡等、学校教育や社会教育との連 、携等の要請に対応できる仕組みを検討することが必要

2. 個々の文化財の計画的な保存活用と担い手の拡充

(個々の文化財の保存活用計画の作成)

- ・保存活用の考え方や所有者等が主体的に行うことのできる範囲を明確化して保存・ 管理の的確性を向上し、必要な諸手続き等をわかりやすくすることなどが必要
- ・現在も国指定の重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物で作成を推奨している<u>「保</u> 存活用計画」を法律上に位置付け、国・地方公共団体による計画作成への関与を制度上明確化するとともに所有者の主体的・計画的な取組促進のための方策を検討
- ・計画に定めるべき共通的な事項は、文化財の現状(所在地・所有者・保存状況等)、 保存管理上の留意事項や修理・公開活用の方針などが考えられ、今後、文化財の種 類、性質等に応じて検討

(所有者とともに文化財の保存活用を担う主体の位置付け)

- ・文化財は日常的な管理の負担が大きく、所有者だけでは十分な管理や公開活用が難 しい場合もあるため、外部の専門的な人材との連携を円滑化する仕組みが必要
- ・<u>所有者とともに文化財の保存活用を担う主体を新たに位置付け</u>、新たな主体が、<u>文</u> 化財の維持管理・修理への助言や保存活用の計画提案等をしたり、所有者の意向に 基づき自ら管理・修理・公開活用等を担うことが考えられる。
- ・新たな担い手の要件や資質担保の方策、指導監督の在り方等を今後検討

(国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方)

・**国宝・重要文化財(美術工芸品)の公開ルールについてきめ細かな取扱い**とするため、材質に応じた公開日数の上限の延長等を検討

(文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備)

・文化財の積極的な公開・活用に資するよう、活用に当たり必要不可欠な<u>文化財の取扱いや保存修復の知識・技能に関して</u>文化財所有者・管理団体、美術館・博物館等の関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センター的機能の整備を検討

その他推進すべき施策

・博物館等の役割強化、国際交流や訪日外国人旅行者への対応、文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携(復元建物の在り方についての積極的な調査検討、文化財アーカイブや模写模造、高精細レプリカ、VR等に係る効果的な取組の普及等)

中長期的観点から検討すべき課題

現在検討している第一次答申の後、速やかに検討に着手すべき事項

・文化財を守る技術・技能やそれを担う職人・原材料の確保、修理事業の質の維持向 上と人材育成、文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策 等